

# 社会福祉法人歌登福祉会 指定介護老人福祉施設運営規程（新）

## （施設の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人歌登福祉会が経営する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活、機能回復訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## （施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホーム歌翠園

(2) 所在地 北海道枝幸郡枝幸町歌登桧垣町142番地

## （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（兼務可）

管理者は、施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上（兼務可）

生活相談員は、施設サービス計画に基づき、入所者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。

(3) 介護職員 17名以上、看護職員 2名以上

介護職員及び看護職員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たるとともに、常に入所者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講ずる。

(4) 医師 1名以上（非常勤）

医師は、入所者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。

(5) 栄養士及び管理栄養士 1名以上、調理員 若干名（兼務可）

栄養士及び調理員は、入所者の栄養状態並びに身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。

(6) 機能訓練指導員 1名以上（兼務可）

機能訓練指導員は、入所者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1名以上（兼務可）

入所者に係わる施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(8) 事務員 1名以上（兼務可）

事務所の庶務及び人事、会計等を行う。

(9) その他職員（配置基準外）若干名

その他、施設内外の雑務を行う。

(入所定員)

第5条 事業の入所定員は、従来型50名とする。

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法廷代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

(1) 入浴、排泄、食事等の介護

(2) 社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話

(3) 相談・援助等の生活指導

(4) 機能訓練

(5) 健康管理及び療養上の世話

(6) 日課表（別表参照）

(7) 栄養管理

(8) 口腔衛生の管理

2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入所

者から受けるものとする。

- ① 入所者の選定により、特別な居室の提供を行ったことに伴う必要な費用
- ② 特別な食事（酒を含みます。）に要した費用の実費
- ③ 居住費及び食費（別添一重要事項説明書のサービス利用料金に定める費用）
- ④ 理髪代 1回当たり3,000円
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

3 事業者は、前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 入所者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) その他管理者が定めたこと。

（緊急時等における対応方法）

第8条 職員は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第9条 事業者は、非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

（苦情解決）

第10条 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置するものとする。

2 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待防止）

第11条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の

措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報するものとする。

(身体拘束防止)

第12条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ

レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(4)前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(秘密保持)

第15条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 施設は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2)継続研修 年1回

2 事業所は、適切な指定介護老人福祉施設の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第17条 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人歌登福祉会と事業所の管理者が協議して定める。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成14年11月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月29日から施行し、平成20年8月10日より適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月 7日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。